

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、環境の変化に素早く的確に対応することが株主の皆様をはじめとする社会全体からの信頼を獲得する鍵であると認識し、経営判断における意思決定の迅速化と透明性を確保すべく、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に努めている。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
中部電力株式会社	11,632,896	24.10
TSUCHIYA株式会社	5,000,000	10.36
古河電気工業株式会社	4,039,200	8.37
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,233,166	4.62
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライズド ストック ファンド(プリンシパル オールセクター サポートフォリオ)	1,763,000	3.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	1,515,000	3.13
三井住友信託銀行株式会社	1,014,000	2.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,012,000	2.09
株式会社川口興産	1,000,000	2.07
明治安田生命保険相互会社	879,680	1.82

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	19 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
天野 望	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
天野 望	○	古河電気工業株式会社 取締役兼執行役員常務	上場企業の取締役として豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任している。 証券取引所が定める「独立性に関する判断基準」に抵触せず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないため、独立役員として指定している。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、会計監査人より定期的に監査結果の報告を受け、必要に応じ意見・情報交換を行うなど会計監査人と緊密な連携を保っている。

内部監査については、社長直属の組織である内部監理室(3名)が担当している。内部監理室では、当社およびグループ会社の業務執行状況、法令・規定の遵守状況等に関する監査ならびに財務報告に係る内部統制の運用状況の検証を行い、必要に応じ関係部門に対する改善指示を行っている。また、監査役とは定期的に連絡会を開催し、これらの活動等に関する意見・情報交換を行っている。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
富田 秀隆	他の会社の出身者							△		△				
堀 雅寿	その他													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
富田 秀隆		中部電力株式会社出身 中部電力株式会社 常勤監査役	上場企業の常勤監査役として豊富な経験と高い見識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任している。
堀 雅寿		――	企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任している。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

--	--

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬等の額については、当社所定の基準に従い、株主総会決議に基づく報酬限度額の範囲内で支給している。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

平成26年度における当社の取締役を支払った報酬等の額は、165百万円(うち社外取締役4百万円)である。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポート体制は、経営企画部より取締役会関係資料などの配布を行っている。
社外監査役のサポート体制は、経営企画部より取締役会関係資料などの配布を行うほか、監査役職務の補佐を目的として設置した監査役グループより、監査役会関係資料などの配布を行っている。
また、取締役会の重要議案については、必要に応じ、個別に説明または報告を行っている。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

1. 会社の機関の基本説明

当社は、監査役制度を採用しており、取締役会、常務会、監査役会等を通じて取締役の業務執行に対する監視機能の充実をはかっている。

2. 会社の機関の内容

(1) 取締役会

取締役会は、原則として毎月1回開催している。11名の取締役(うち社外取締役1名)で構成され、取締役の業務執行を監督するとともに法令・定款に定める事項および経営上の重要事項を審議、決定している。

(2) 常務会(経営会議)

常務会は、原則として毎月2回開催している。業務に精通した常勤取締役で構成され、業務執行に関する重要事項について多面的に審議し、速やかな対応をはかる体制をとっている。

(3) 監査役会

監査役会は、原則として毎月1回開催している。3名の監査役(うち社外監査役2名)で構成され、各監査役は、本社および各支社ならびに子会社に対する監査を行っている。

3. 監査役監査の状況

監査役の監査については、監査役が取締役会および常務会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、重要書類の閲覧や業務執行状況のヒアリング等により、取締役の業務執行を監査している。監査役には、経理業務を経験し、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者が含まれている。なお、監査役は、他社における取締役および監査役経験者として豊富な経験、高い見識および幅広い知識等を当社の監査に反映している。

4. 会計監査の状況

会計監査については、名古屋監査法人と監査契約を締結し、会社法および金融商品取引法についての法定監査を受けている。監査業務を執行した公認会計士は、足立仁史氏と魚住康洋氏であり、監査業務に係る補助者は、公認会計士4名と公認会計士試験合格者1名である。なお、当社と同監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

5. 社外取締役および社外監査役による監督および監査と内部監査、監査役監査、会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

社外監査役を含む各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役および内部監査部門その他の使用人等と意思疎通をはかり、情報の収集および監査の環境の整備に努めている。
また、社外監査役を含めた各監査役と会計監査人は、定期的に意見・情報交換を行っている。
社外取締役は、原則として毎月1回開催される取締役会へ出席し、取締役の業務執行を監督するとともに、適宜発言を行っている。

6. リスク管理体制の整備の状況

経営に重大な影響を与えるリスクについては、経営計画の策定および重要な意思決定にあたり各部門が把握・評価し、常務会において審議または報告を行っております。

具体的には、リスク管理規程に従い各部門は、年2回定期的にリスクの把握・評価を実施し、リスク対策の状況を管理部門に報告するとともに、リスク対策を反映した業務計画を策定し、業務を遂行しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役1名および社外監査役2名を含む取締役および監査役で構成される取締役会において、社外取締役および社外監査役による経営の監視機能を整備し、業務に精通した常勤取締役で構成される常務会において、重要な業務執行に速やかな対応をはかる体制を整備しており、現状において最適と考えているためである。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第106回定時株主総会招集ご通知は、平成27年6月5日に発送いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書およびその他適時開示資料等をホームページへ掲載している。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部にIR担当者を置き、アナリストの当社来訪等に対応している。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境マネジメントシステム(ISO14001)の認証を取得し、環境保全活動を展開している。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、株主、顧客、取引先をはじめとする社会全体からの信頼を得るため、会社の業務の適正を確保すべく、つぎの体制の充実、強化に努める。

1. 経営管理に関する体制

- (1) 取締役会を原則として毎月1回開催し、法令・定款に定める事項および経営上の重要事項を審議、決定するとともに取締役の業務執行を監督する。
- (2) 常務会を原則として毎月2回開催し、業務執行に関する重要事項について多面的に審議する。
- (3) 業務執行にあたっては、中期経営計画および年度経営方針を策定する。
- (4) 社内規定に各部門および各部署の業務分掌、権限を定め、取締役および使用人(以下「取締役等」という。)の職務執行の適正および効率性を確保する。
- (5) 決裁にあたっては、審査部門等による審査を行う。
- (6) 取締役等の職務執行に係る文書等の保存・管理については、法令および社内規定に基づき適切にこれを行うとともに、電子情報セキュリティポリシーを定め管理する。
- (7) 社長直属の内部を監査する部門を設置し、各部門の業務執行状況等を監査し、その結果を常務会に報告する。

2. リスク管理に関する体制

- (1) 経営に重大な影響を与えるリスクについては、経営計画の策定および重要な意思決定にあたり各部門が把握・評価し、常務会において審議または報告を行う。
- (2) リスク管理については、リスク管理規程を定め、様々なリスクに対して的確に対応する。
- (3) 災害については、災害対策規程を定め、災害による損失の軽減をはかり、経営に与える影響を最小限にする。

3. コンプライアンスに関する体制

- (1) コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、中電グループ・コンプライアンス推進協議会に参加する。
- (2) コンプライアンスの推進については、社員行動規範である「コンプライアンス10箇条」を定め、法令、社内規定および企業倫理の遵守に対する取締役等の意識を高め、良識と責任のある行動をとるよう取組む。
- (3) コンプライアンス違反事象の未然防止・早期改善をはかるため、内部通報窓口である「ヘルプライン」を設置する。
- (4) 反社会的勢力に対しては、『「コンプライアンス10箇条」の具体的内容』において、毅然として対決することを定めるとともに、関連する外部専門機関と連携して対応する。

4. グループ会社の業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ会社の取締役を兼任している取締役等は、当該会社の業務執行状況等を把握し、グループ会社と連携をはかり、経営課題の解決に努める。
- (2) グループ会社から経営状況等について定期的に報告を受けるとともに、重要案件についての協議を行うため、グループ会社の統括部門を当社内に設置する。
- (3) グループ会社の業務運営が適正かつ効率的に実施されていることの内部監査を行う。

5. 監査に関する体制

- (1) 監査役職務の補佐を目的に、各部門から独立した組織として監査役直属の監査役グループを設置し、監査役制度が十分機能する体制をとる。
- (2) 監査役グループに所属する使用人は取締役の指揮・命令を受けず、その異動・評価にあたっては監査役の意向を尊重する。
- (3) 取締役等は、各部門に係る事業の概況を監査役に報告するほか、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書等について監査役の閲覧に供する。
- (4) 社長は、監査役と代表取締役が経営全般に関して意見交換する機会を設ける。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社員行動規範である「コンプライアンス10箇条」を定め、その具体的内容において「社会の平穏や秩序に脅威を与える反社会的勢力とは毅然として対決する」とことと定め、関連する外部専門機関と連携して対応している。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

<適時開示体制の概要>

当社は、企業倫理への認識を深め、良識と責任ある行動をとるよう社員行動規範として「コンプライアンス10箇条」を定めている。この中で、「厳正な情報管理および積極的かつ公正な情報開示」を規範の一つに掲げており、重要な会社情報を厳正に管理し、適時適切に開示するよう努めている。

また、当社は、当社および子会社における決定事実、発生事実ならびに決算に関する会社情報の適時適切な開示を実施するため、経営企画部総務グループ長が情報取扱責任者の監督の下、当該会社情報を確実に把握・開示できるよう、下記のとおり情報連絡・開示体制を整えている。

1. 会社情報の連絡体制

当社において適時開示すべき会社情報が発生した場合は、当該情報に関する業務主管部門の長が経営企画部総務グループ長へ連絡することとしている。

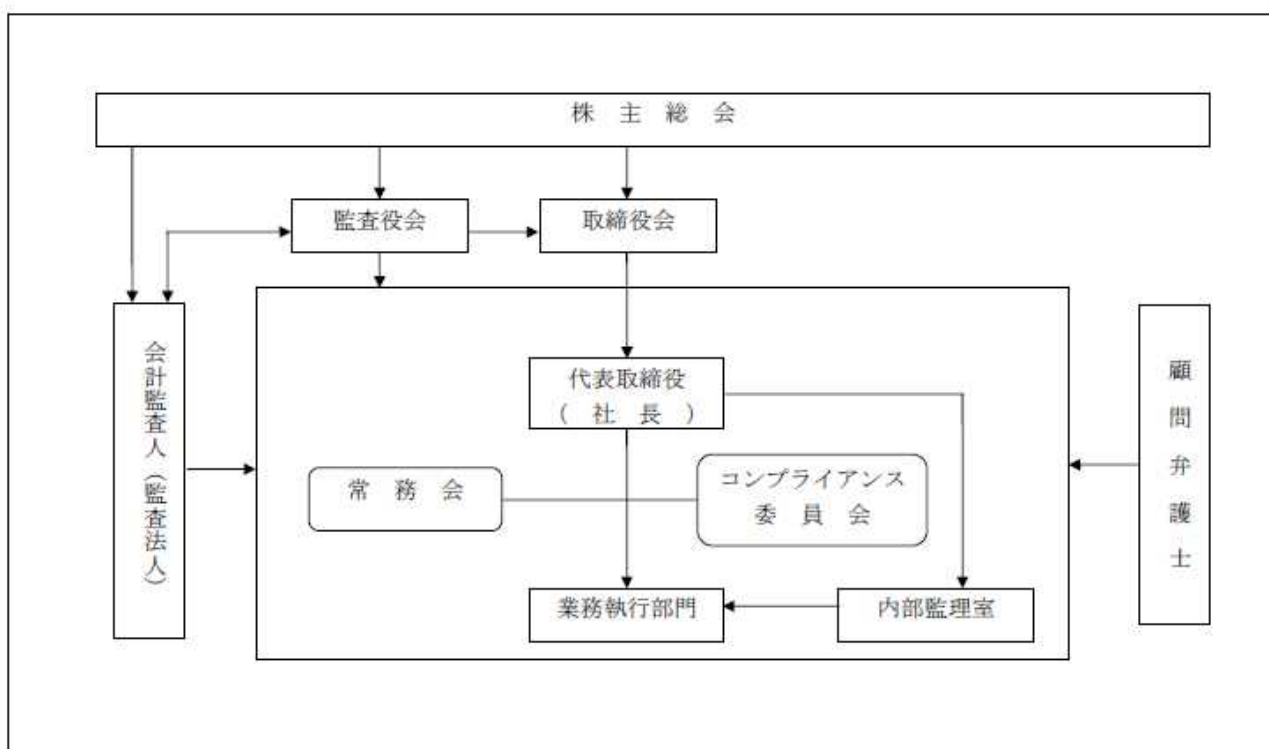
なお、子会社において適時開示すべき会社情報が発生した場合は、当該子会社の社長から当社経営企画部経営企画グループ長を経由し、経営企画部総務グループ長に連絡することとしている。

2. 会社情報の開示体制

上記1の連絡を受けた経営企画部総務グループ長は、情報取扱責任者と協議の上、当該情報について適時開示の要否を判断し、必要な場合は、名古屋証券取引所のTDnetを通じて開示している。

なお、TDnetへの手続など適時開示に必要な事務については、情報取扱責任者の監督の下、決算に関する情報は経営企画部経理グループが担当し、決算に関する情報以外の情報は経営企画部総務グループが担当している。

コーポレート・ガバナンス体制 模式図



会社情報の適時開示に係る社内体制

